

## ○住宅確保要配慮者の現状について

- ・低所得の高齢者や若年の単身者の住宅が課題。
- ・少子化対策や非正規雇用者対策は重要と認識。また、母子世帯について公営住宅だけでは受け止めきれない。
- ・現状では、住宅確保要配慮者の問題が顕在化していないが、今後、さらに対応が必要となるのかは分からない。
- ・外国人は所得が低いことも多く、住宅の確保が困難な事例が見られる。
- ・民間賃貸住宅において住宅確保要配慮者の入居制限が行われており、課題と認識。

## ○住宅セーフティネットの現状・課題について

### <公営住宅>

- ・公営住宅の建替え等に、財政的な制約がある。
- ・公営住宅に一定の空室はあるが、余っているとの認識はない。

### <民間賃貸住宅の活用>

- ・住宅確保要配慮者のために民間賃貸住宅を活用することについては、前向きに協力してくれる大家もおり、滞納対策も家賃債務保証等により一定程度何とかなるが、孤独死への対応などの課題はある。
- ・民間賃貸住宅の活用まで行うには人員・体制が不足している。

### <福祉部局との連携>

- ・住宅部局では住環境の整備はできるが、生活面の支援については福祉部局との役割分担が必要。
- ・住宅扶助の代理納付は、受給者の同意を得た場合に限り実施している。

# 地方公共団体へのヒアリング結果②

## ○新たな制度について

### <対象世帯>

- ・新たな制度と、公営住宅や生活保護制度との適切な役割分担が必要ではないか。
- ・地方公共団体が対象世帯を設定できることは望ましいが、最低限の対象は国が定めるべき。
- ・地方公共団体の判断で対象世帯を限定することは、現実的には難しい。

### <供給する住宅について>

- ・地方公共団体が条例等で住宅の基準を決められる仕組みであれば運用しやすい。一方で、ガイドラインがないと地方公共団体は運用に苦慮するのではないか。
- ・ある程度広さのある戸建住宅に複数の若者世帯が居住するといった活用方法もあるのではないか。

### <家賃>

- ・上限家賃を設定すべき。
- ・家賃低廉化支援を行う場合は、対象者のボリュームと財源を踏まえて、継続できる制度とすべき。

### <家賃債務保証業・賃貸住宅管理業について>

- ・住宅確保要配慮者のため、家賃債務保証や身元保証等のサービスの活用を進めることが必要。
- ・賃貸住宅の管理業について、一定の資力・信用を備えたものとする必要がある。

### <福祉施策との連携・役割分担>

- ・生活保護部局との連携が必要。
- ・住宅扶助の代理納付は、公営住宅における実施例が中心である。また、市町村によって、本人の承諾を求めるなど、自治体や福祉事務所によって、運用が異なる状況。
- ・福祉施策との役割分担をすることが必要ではないか。